

みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、非住宅建築物等の木造化・木質化を支援する事業を実施するため、予算の定めるところにより、みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業を実施する者（以下、「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助事業者、補助対象経費及びこれに対する補助率等は、次のとおりとする。

補助事業者	補助対象経費	補助率等
①県と協定 [※] を締結した事業者 ②同事業者が施工する場合の建築主 ※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条に基づく協定をいう。	非住宅建築物等の木造化、木質化に要する掛かり増し経費	1/2以内 ただし、1事業主体当たりの補助金の上限額は、5,000千円とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 実施設計書又はこれに代わる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書の提出期限及び提出部数は、知事が別に定める。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるところとする。

- (1) 補助事業者は、みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業実施要領（令和6年9月13日）、その他関係通知に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、取得財産について第13条に定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。なお、財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、天災地変その他やむを得ない事由のためあらかじめ知事の承認を受けることができなかった場合は、転用又は用途変更後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、取得財産が処分制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議しなければならない。なお、この場合当該財産の取得に要した補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。
- (5) 補助事業者は、取得財産について、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期及び処分制限期間、処分状況、その他財産管理に必要な事項を記載した台帳及び必要な関

係書類を処分制限期間を経過する年度まで整理保管しておかなければならない。

(6) 補助事業者は、実績報告（規則第13条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(7) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、別記第4号様式によりその金額（実績報告において(6)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(8) 補助金により財産を取得した補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切であると判断される行為を行ってはならない。

なお、補助事業者は、規則第3条第1項の申請を行うに当たって、補助事業等により取得した財産の使用に関する誓約書（別記第5号様式）を添付しなければならない。

2 前項のほか、補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項がある場合は、その事項を付するものとする。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

(1) 補助金額の変更

(2) 施設設置場所及び施設の用途、施設の規模（建築床面積の30%を超える増減）の変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、別記第7号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書（別記第2号様式）

(2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

(3) 変更設計書又はこれに代わる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は、変更承認通知書（別記第8号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は、変更交付決定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（事業の補助金交付決定前着手）

第7条 規則第3条第1項の申請をした者は、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に当該申請に係る事業に着手する必要がある場合には、事前着手承認申請書（別記第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときには、その旨を事前着手承認通知書（別記第11号様式）により申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第9条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、補助金の交付の決定を受けた日から毎月末現在において補助事業の遂行状況報告書（別記第12号様式）を作成し、翌月の10日までに行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による補助事業等実績報告書は、別記第13号様式によるものとし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記第2号様式)
- (2) 収支精算書(別記第3号様式)
- (3) 出来高設計書及び完成写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了したときから10日以内又は当該年度の3月30日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第14号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第1項の規定による補助金等交付請求書は、別記第15号様式のとおりとする。

2 この補助金は、精算払いにより交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条ただし書き並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は次のとおりとする。

財 産 の 種 類	期 間
みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業により整備した建築物等	補助金交付の翌年度から起算して5年間

(雑 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月13日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事

殿

補助事業者 住所
氏名

年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付申請書

年度においてみんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及びみんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (2) 収支予算書（別記第3号様式）
 - (3) 実施設計書又はこれに代わる書類

（注）補助事業者が第2条の②の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

事業（変更）計画（実績）書

事業区分	事業費	負担区分		摘要
		県補助金	その他	
	円	円	円	
計				

※ 事業区分欄には，みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業実施要領第2に記載されている事業区分を記入すること。

※ 変更の場合は，上段に当初，下段に変更の2段書きとすること。

（変更）収支予算（精算）書

1 収入

（単位：円）

事業区分	費目	予算額	精算額	比較		摘要
				増	減	
計						

2 支出

（単位：円）

事業区分	費目	予算額	精算額	比較		摘要
				増	減	
計						

※ 事業区分欄には，みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業実施要領第2に記載されている事業区分を，費目欄には，第5に記載されている補助対象経費を記入すること。

※ 変更の場合は，上段に当初，下段に変更の2段書きとすること。

消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった 年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金について、みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 鹿児島県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) この報告書は、交付決定ごとに作成するものとする。

(注) 補助事業者が第2条の②の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

第5号様式（第4条関係）

補助事業等により取得した財産の使用に関する誓約書

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名 印

（補助事業者）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、取得した財産を使用して森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約します。

（注）補助事業者が第2条の②の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件 別紙のとおり

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及びみんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
 - (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
 - (3) 変更設計書又はこれに代わる書類

(注) 補助事業者が第2条の②の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

第8号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件 別紙のとおり

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業事前着手承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の申請をした 年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業を下記理由により早急に実施したいので、承認くださるよう申請します。

記

事前着手の理由

（注）補助事業者が第 2 条の②の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業事前着手承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業の事前着手は、下記条件を付して承認します。

記

条件

- 1 当該事業の全部又は一部が補助の対象にならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- 2 事前施行であっても関係法令及び県の関係規程を遵守すること。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった上記事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（ 月末）

工種	計 画		出 来 高		進捗度 (A)/(B)	残 高		備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)		事業量	事業費	
		千円		千円	%		千円	

(注) 補助事業者が第 2 条の②の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の（変更）交付決定通知に基づきみんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及びみんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書（別記第 2 号様式）
- 2 収支精算書（別記第 3 号様式）
- 3 出来高設計書及び完成写真

（注）補助事業者が第 2 条の②の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

第 14 号様式（第 11 条関係）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により下記のとおり確定しました。

記

交付確定額 金 円

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づく 年度みんなでつくる
「かごしま木のまち」推進事業補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第 16 条
の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額 金 円

預金口座番号

（金融機関名）

本店

当座

号

支店

普通

フリガナ
（預金口座名義人）

（注）補助事業者が第 2 条の②の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

別紙（第5条及び第6条関係）

補助金の交付条件

- 1 補助事業者は、みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業実施要領（令和6年9月13日）、その他関係通知に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産についてみんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付要綱（以下要綱という。）第13条に定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。なお、財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、天災地変その他やむを得ない事由のためあらかじめ知事の承認を受けることができなかった場合は、転用又は用途変更後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産が処分制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議しなければならない。なお、この場合当該財産の取得に要した補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。
- 5 補助事業者は、取得財産について、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期及び処分制限期間、処分状況、その他財産管理に必要な事項を記載した台帳及び必要な関係書類を処分制限期間を経過する年度まで整理保管しておかななければならない。
- 6 補助事業者は、実績報告（鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）第13条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 7 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、要綱別記第4号様式によりその金額（実績報告において(6)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
- 8 補助金により財産を取得した補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切であると判断される行為を行ってはならない。